

陸前高田市
道路台帳D X推進事業

基本仕様書

令和7年6月
陸前高田市建設部建設課

目 次

第1章 総則

第1条 適用範囲.....	1
第2条 目的.....	1
第3条 準拠する法令等.....	1
第4条 疑義.....	2
第5条 配置技術者.....	2
第6条 提出書類.....	3
第7条 損害賠償.....	3
第8条 瑕疵.....	3
第9条 成果品の帰属.....	3
第10条 機密保持.....	3
第11条 貸与資料.....	3
第12条 履行期間.....	4

第2章 共通-----5

第13条 業務概要.....	5
第14条 計画準備.....	5
第15条 打合せ協議.....	5
第16条 報告書作成.....	6

第3章 道路台帳デジタル化(補正作業含む)-----7

第17条 道路台帳図補正(レベル500).....	7
第18条 路線組み換え.....	7
第19条 道路台帳データ統合.....	7
第20条 路線網図修正.....	7
第21条 調書補正.....	8
第22条 電算処理.....	8
第23条 道路台帳デジタル化.....	8
第24条 データ搭載.....	8

第4章 道路情報連携基盤サービス構築-----9

第25条 サービス要件.....	9
第26条 搭載データ.....	10
第27条 サービス設計.....	10
第28条 サービス設定.....	11
第29条 サービステスト.....	11
第30条 操作研修.....	11

第5章 公開サービス-----12

第31条 要旨.....	12
第32条 要件定義.....	12
第33条 サービス設定.....	12
第34条 サービステスト.....	12
第6章 帳票管理サービス-----	13
第35条 要旨.....	13
第36条 要件定義.....	13
第37条 サービス設定.....	13
第38条 サービステスト.....	13
第7章 道路台帳管理システム保守-----	14
第39条 要旨.....	14
第40条 システムサービス提供.....	14
第8章 道路情報連携基盤サービス保守-----	16
第41条 要旨.....	16
第42条 運用保守サポート内容.....	17
第43条 運用終了時の対応.....	17
第9章 成果品-----	18
第44条 成果品.....	18
(別紙)	
○別紙1. 機能一覧-----	19

陸前高田市道路台帳DX推進業務

基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は、陸前高田市（以下「発注者」という。）が実施する「陸前高田市道路台帳DX推進事業」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

- 1 本業務では、道路台帳のデジタル化を実施し、インターネットを通じて道路管理情報を公開することで、市民や事業者が来庁せずとも知りたい情報を取得できる質の高い行政サービスの提供を目指す。さらに、道路情報や市民・事業者から受け付けた道路損傷や要望等を庁内や現地にリアルタイムに情報共有可能かつ、容易に管理可能な道路情報連携基盤サービスを構築し、迅速な対応を実現することで市民サービス向上や行政事務効率化を図る。
- 2 最新の情報を基に発注者が円滑な道路管理を行うため、道路法第28条に基づいて作成されている「陸前高田市道路台帳」を、維持管理のため年次変更分について補修正を行い、国土交通省報告及び総務省報告に用いるための基礎資料を作成する。実施にあたっては、道路台帳図の構造化データ及び路線網図データ並びに調書の各データの整備・補正を行うとともに、補正後のデータのインストール及び必要な設定等を行なうものとする。

第3条 準拠する法令等

- 1 本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
 - (1) 道路台帳補正関連
 - ① 測量法（昭和24年法律第188号）
 - ② 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
 - ③ 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
 - ④ 道路法（昭和27年法律第181号）
 - ⑤ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）
 - ⑥ 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
 - ⑦ 道路構造令（昭和45年政令第320号）
 - ⑧ 道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）
 - ⑨ 国土交通省道路現況調査提要
 - ⑩ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
 - ⑪ 地方交付税法施行令（昭和33年政令第117号）
 - ⑫ 公共測量作業規程の準則
 - (2) GIS関連
 - ① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）
 - ② 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

- ③ 新電子自治体推進指針（平成19年総務省）
- ④ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）
- ⑤ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年閣議決定）
- ⑥ デジタル・ガバメント推進方針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
- ⑦ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）
- ⑧ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- ⑨ 地理空間情報活用推進基本計画（第4期改訂版令和4年3月18日閣議決定）
- ⑩ 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画【第2.0版】（令和4年9月総務省）
- ⑪ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月閣議決定）
- ⑫ 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（令和5年6月改定内閣官房）
- ⑬ G I S 共通サービス基本提案書（APPLIC-0002-2020-06）
- (3) その他
 - ① 個人情報の保護に関する法律
 - ② 陸前高田市情報公開条例
 - ③ 陸前高田市個人情報保護法施行条例
 - ④ 陸前高田市セキュリティポリシー
 - ⑤ 陸前高田市財務規則

第4条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議し、発注者の指示に従うものとする。

第5条 配置技術者

- 1 成果品の品質を維持、確保するため、次に掲げる基準を満たす者を配置するものとする。
- 2 共同企業体で参加する場合は、代表企業または構成員のうちいずれか1者が配置すること。
 - (1) 管理技術者
 - ① 自社に在籍する測量法第49条の規定に基づく「測量士」の資格を有する者
 - (2) 担当技術者
 - ① 自社に在籍し、次項に示す「a」に該当する者を1名以上、「b」に該当する者を1名以上、「c」に該当する者を1名以上配置すること。なお、複数の要件に該当する者は兼務することができるものとし、管理技術者との兼務についても可能とする。また、上記担当技術者に加え、要件に該当しない者を担当技術者として定めることは差し支えない。
 - ② 公告の日から過去5年以内に国又は地方公共団体において履行した
 - a. 公開型GIS構築業務の履行実績を有する者
 - b. 道路損傷通報システム（道路の陥没等の損傷を発見した際に、住民や事業者等が自治体公式SNSを通じて写真や位置情報を送信して通報でき、かつ、通報された情報がオンライン上で庁内G I Sに連携されるシステムや仕組み）構築業務の履行実績を有する者
 - c. 道路台帳デジタル化業務（ただし、道路延長50km以上の履行実績とする）の履行実績を有する者
 - (3) 照査技術者
 - ① 自社に在籍する測量法第49条の規定に基づく「測量士」及び公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者

第6条 提出書類

- 1 受注者は、契約締結後に以下の関係書類を遅滞なく発注者に提出し、承認を得なければならない。
 - (1) 業務計画書
 - (2) 作業工程表
 - (3) 業務着手届
 - (4) 技術者届（経歴書含む）
 - (5) 技術者の資格証明書の写し
 - (6) その他発注者が必要と認める書類

第7条 損害賠償

- 1 本業務を行うにあたり、第三者に迷惑を及ぼさないように努めるとともに、常に安全に留意するものとし、万一本業務実施中に事故及び問題が発生した場合は、遅滞なくその状況を書面にて発注者に報告するとともに、対応について協議するものとする。

第8条 瑕疵

- 1 業務完了後、1年間を保証期間とし、保証期間内に受注者の過失、疎漏により不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において速やかに修正ならびに補足するものとする。

第9条 成果品の帰属

- 1 本業務における成果品のうち、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の成果品等についての著作権は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならない。業務終了後は、本業務で得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ること。

第10条 機密保持

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。また、成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

第11条 貸与資料

- 1 発注者は、本業務において必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、その保管及び取扱いについては、亡失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、使用後速やかに返却するものとする。
- 2 資料の借用について受注者は、その都度発注者に対して借用書を提出するものとする。
- 3 発注者が貸与する資料に関して、受注者は、第三者に情報が漏れることの無いよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないこと。また、本業務上必要であっても発注者の承諾無くして複写してはならない。
- 4 本業務を実施するにあたり下記の資料を貸与するものとする。また、下記の資料やその他に必要

な資料は協議のうえ発注者が貸与するが、各作業及び道路情報連携基盤サービスに搭載するためのデータ変換は受注者にて行なうものとする。

- (1) 道路台帳現況平面図データ
- (2) 道路台帳測定基図データ
- (3) 道路網図データ
- (4) 道路台帳図スキャニングデータ
- (5) 道路台帳調書データ
- (6) 道路台帳調書
- (7) 市道認定道路調書
- (8) その他必要と認められるもの

第12条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。なお、詳細は以下のとおりとする。
- 2 道路台帳電子化（補正作業含む）：令和8年3月31日まで
- 3 道路情報連携基盤サービス（現地調査、情報公開、帳票管理サービス）構築：令和8年2月28日
- 4 道路台帳管理システム保守：令和8年3月31日まで
- 5 道路情報連携基盤サービスライセンス使用（運用保守を含む）：令和8年3月1日から令和10年3月31日

第2章 共通

第13条 業務概要

1 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

(1) 共通

- | | |
|-------------|----|
| ① 計画準備・業務管理 | 1式 |
| ② 打合せ協議 | 6回 |
| ③ 報告書作成 | 1式 |

(2) 道路台帳デジタル化（補正作業含む）

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 道路台帳補正 | |
| a. 新規認定 | 0.23km |
| b. 拡幅（側溝）改良 | 0.054km |
| c. 路線組み換え | 0.460km |
| d. 道路台帳データ統合 | 1式 |
| e. 路線網図修正 | 1式 |
| f. 調書補正 | 0.744km |
| g. 電算処理 | 612.100km |
| ② 道路台帳図デジタル化 | |
| a. 現況平面図既成図数値化 | 2.490km ² |
| b. 台帳要素入力 | 49.821km |

(3) 道路情報連携基盤サービス構築

- | | |
|-------------------|----|
| ① 道路情報連携基盤サービス構築 | |
| a. サービス設計 | 1式 |
| b. サービス設定 | 1式 |
| c. サービステスト | 1式 |
| ② 操作研修 | |
| a. 管理者向け操作マニュアル作成 | 1式 |
| b. 操作研修 | 1回 |

(4) 公開サービス構築 1式

(5) 帳票管理サービス構築 1式

(6) 道路台帳管理システム保守 1式

(7) 道路情報連携基盤サービス保守 1式

第14条 計画準備

1 受注者は、業務の実施に先立ち、業務実施方針及び作業工程等を検討して業務計画書を作成するとともに、業務に必要となる資料を検討・抽出して収集・整理するものとする。

第15条 打合せ協議

1 本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者及び受注者は、常に密接に連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

2 受注者は、本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに発

注者と協議し方針を決めるものとする。

第16条 報告書作成

- 1 受注者は本業務の成果として業務報告書を作成するものとする。

第3章 道路台帳デジタル化（補正作業含む）

第17条 道路台帳図補正（レベル500）

- 1 道路台帳図補正は、既存の道路台帳図（現況平面図、台帳図）を基に、対象の工事箇所及び新規認定された路線について、現地作業によりその変更箇所及び新規認定箇所について測量調査を行い、各図の入力用素図をそれぞれ作成するものとする。
- 2 作成縮尺についてはレベル500で統一するものとし、既存の道路台帳図が1／1,000の箇所において、取得する地物に差がある場合は、発注者の指示に従うものとする。
 - (1) 現地調査・現地測量、細部図化
公共測量作業規定に基づき、当該補正対象路線並びに関連する接続路線について、航空写真測量法・TS地形測量法・平板測量法等から道路台帳補正作業に適切な作業方法を選択し、現地測量を行うものとする。
現地作業は、発注者より貸与される工事竣工図及び修正前の道路台帳図等を参考資料として用いて行うものとする。
 - (2) 編集
現地作業結果に基づき、現況平面図、台帳図をそれぞれ既存の図式に従い編集作業を行い、データ入力作業に必要な原稿図を作成するものとする。
 - (3) 台帳要素入力
入力原稿図を基に、既存の道路台帳図のデジタルデータに対し、各々変更箇所の従前表現について必要十分な範囲で削除し、本業務の補正箇所と非補正箇所では差異が生じないように入力し、新しい道路台帳図のデジタルデータを作成するものとする。
 - (4) データ構造化
前項で編集した道路台帳図のデジタルデータをシステムに搭載できるよう構造化処理を行うものとする。

第18条 路線組み換え

- 1 他機関（岩手県大船渡土木センター・陸前高田市農林水産部水産課等）が整備した本市域の道路台帳図に基づき本市道路台帳の調書を修正するものとする。

第19条 道路台帳データ統合

- 1 他機関（岩手県大船渡土木センター・陸前高田市農林水産部水産課等）が整備した本市域の道路台帳データを収集し、本市道路台帳と統合する処理を行うものとする。

第20条 路線網図修正

- 1 本業務において、変更、追加及び削除の生じた路線について、道路網図上の路線形態、路線位置、路線番号等必要な項目について補修正を行い、補正後の路線網を表す路線網図となるように網図データの補修正を行うとともに、製本まで行うものとする。
- 2 路線網図のラインはシステムにおいて調書データとリンクさせ、さらに橋梁、踏切、交差等の施設ポイントにおいては、前項にて作成した施設台帳をスキャニングした画像データとリンクさせることとする。

第21条 調書補正

- 1 補正する台帳図の入力原稿図及び現地作業の結果から、道路台帳の調書を取りまとめるのに必要な数値の測定を行い、調書入力用データを作成するものとする。
 - (1) 測定基図データ入力：測定基図データ入力作業は、道路台帳の集計に必要な、区間割、幅員、道路敷、路面種別等の各種データについて、前項までに作成した道路台帳図のデジタルデータを1/500の縮尺にて印刷した図面上にアナログで記載し、マップデジタイズ方式にて入力するものとする。
 - (2) 数値情報取得：データ入力された測定基図から、道路台帳構成要素及び内容に基づき、変更箇所及び項目についての数値情報を取得するものとする。
 - (3) 補正データリスト作成：測定したデータについてとりまとめを行い、補正データリストを作成するものとする。
 - (4) 電算処理前データ編集：補正データリストから、電算処理にかける前のデータを収集・加工、編集し、最終的な調書となる前のデータを作成するものとする。

第22条 電算処理

- 1 電算処理作業は、電算処理前データを十分に検査したのち、既存の調書データと統合し、全路線データに補正をかける処理を行い、道路台帳調書データを作成するものとする。
また、同時に各種調書の印刷及び調書データを出力するものとする。

第23条 道路台帳デジタル化

- 1 道路台帳図電子化作業は、既存のアナログの道路台帳図をマップデジタイズ方式にてデジタルデータとして入力するものである。その中には、現況平面図の地形も含まれる。なお、現況平面図以外の台帳要素については、地物分類や属性等を付与した上で道路台帳図のフルデジタル化を行うとともに、道路情報連携基盤サービスにて運用可能な構造化を図るものとする。
- 2 道路台帳図の現況平面図に関しては、既存のデータとの接合をとりながら入力を行い、公共測量作業規程（国土地理院）に定めるDM形式のデータファイルを作成するものとする。
- 3 道路台帳図の台帳図要素ならびに測定基図要素に関しては、現況平面図のDMデータ及び既存の道路骨格データと接合を図りながら編集し、GISソフトウェアにて運用可能なデータ形式にて作成するものとする。
- 4 各図の入力編集に際し、問題や接合不良などが発見された場合は、速やかに発注者にその旨の報告を行い、指示に従うものとする。

第24条 データ搭載

- 1 前条までで作成したデータについて、発注者が構築する道路情報連携基盤サービスに搭載するものとする。搭載後、システムが正常に動作するか検証するものとする。
- 2 搭載に必要なレイヤ設定及びデータ変換費用は受注者が負担するものとする。

第4章 道路情報連携基盤サービス構築

第25条 サービス要件

1 道路情報連携基盤サービスのサービス要件は以下を基本とする。

項目	内容
配信方式	・インターネットASP方式
ライセンス数	・陸前高田市建設部建設課において同時接続フリーライセンス
動作環境	・PCクライアント - OS: Windows11以上で利用可能であること。 - 今後発売されるWindowsOSにおいて、追加費用なしで利用可能であること。 ・ブラウザ - Microsoft Edgeで利用が可能であること。 ・スマートフォン・タブレット端末 - Chrome(Android 5.0 以降) - Android 標準ブラウザ(Android 5.0 以降) - Mobile Safari (iOS)
基本要件	・Webブラウザのみで本サービスを利用できることとし、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。 ・スマートフォンやタブレットなど、マルチデバイス対応なサービスであること。なお、GPS機能付きデバイスによる利用の際には、自位置表示が可能であること。 ・背景地図は、地理院地図(地形図、航空写真、標高地図)、民間地図(Mapbox等)、重ねるハザードマップに対応し、コンテンツと重ね合わせて表示可能なこと。 ・市内及び市外の住所、施設名称(民間施設含む)等をキーワード入力により検索が可能なこと。 ・外部サービス(GoogleMaps、LINE、国土交通省道路緊急ダイヤル(#9910)等)との連携が可能なサービスであること
サービス機能	・別紙1記載の機能を有すること
サービス稼働	・24時間365日運用可能であること。ただし、必要と認められる計画停止については、発注者と事前協議を行なうことで可とする。 ・サービスの稼働率は99.5%以上であること。ただし、事前に発注者が許可したメンテナンス等については、故障時間に含めない。 ・受注者の過失による障害や運用ミス等によりデータを消失した場合、直近のバックアップデータでリストアが可能であること。
データセンター (以下「DC」という)	・利用するDCは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における、ISMAPクラウドサービスリストへの登録がされていること。 ・利用するDCは日本国内に立地していること。 ・建築基準法の新耐震基準を満足した耐震構造又は免震構造であること。 ・水没や浸水の恐れがないこと。 ・消防法に基づいた消火設備及び火災感知設備を有すること。 ・無停電電源装置等による電源トラブル対策がなされていること。 ・入室を許可された者以外の立ち入りを禁じていること。 ・カードキー等により、許可された者以外の入室を排除すること。 ・入退室の記録がされていること。 ・国際認定機関フォーラム(IAF)加盟団体から、ISMS認証を取得していること。
データ容量	・データ容量は、32GBとする。 ・ただし、データ容量が上記サイズ以上となる場合は、協議のうえ方針を決定する。

第26条 搭載データ

- 1 道路情報連携基盤サービスに搭載するデータは下記のとおりを想定している。
- 2 本データの作成および変換は受注者の責にて行うものとする。

大項目	中項目	備考
行政界データ	—	
図郭データ	1000 図郭	
	1000 図面番号	
	500 図郭	
	500 図面番号	
	10000 現況図(ラスタ)	
1/500 現況平面図	ベクター	
道路網図図形データ	国県道	
	路線	
	路線注記	
	橋梁	
	橋梁注記	
	踏切	
	踏切注記	
台帳要素図形データ	全体路線ポリゴン	
	中心線	
	台帳要素	
帳票管理(編集)用データ	ポイント	
地番図	大字界	
	大字注記	
	筆界	
	地番図注記	
構造物	カーブミラー	
	街路灯	
	防犯灯	
ストック	照明灯	
	道路標識	
	法面	

第27条 サービス設計

- 1 道路情報連携基盤サービスを導入するうえで必要な要件定義、サービス構成設計を実施するものとする。
 - (1) 要件定義：発注者へのヒアリングを実施し、機能要件・非機能要件（性能・運用・セキュリティ等）の定義を行うものとする。
 - (2) サービス設計：要件定義の内容に基づき道路情報連携基盤サービスの構成設計を行い、「道路情報連携基盤サービス基本設計書」を作成するものとする。設計対象は以下を基本とする。
 - ① 基本情報（サイトタイトル、連携設定の有無、連携対象等）
 - ② レイヤ情報（レイヤセット、レイヤ構成、外部システム等）
 - ③ 属性情報（属性定義、属性項目等）
 - ④ 関連ファイル情報

⑤ ユーザ・グループ情報

第28条 サービス設定

- 1 前条において検討した要件定義及びサービス設計を踏まえ、以下のサービス設定を実施するものとする。
 - (1) サイト開設：道路情報連携基盤サービスを利用するにあたり必要となるサイトを開設し、レイヤ搭載、ユーザ・グループ設定を開始できる状態にする。
 - (2) レイヤ設定搭載：搭載するデータに対し、レイヤ設定（図形表現・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等）を行い、道路情報連携基盤サービスに搭載するものとする。
 - (3) ユーザ・グループ設定：前条サービス設計において検討した内容に基づき、ユーザ・グループを設定するものとする。

第29条 サービステスト

- 1 受注者は、整備されたデータがサービス上で正常稼働するよう検証を行い、発注者にデータ検証結果を報告する。データ検証結果の報告は、発注者が指示する指定期日までに実施すること。
- 2 検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任により修正を行い、発注者は指定する期日迄に再検証を受け、その承諾を得るものとする。
- 3 本稼働開始前にサービスの稼働テストを実施し、発注者にテスト結果を報告すること。
- 4 稼働テストにより、内容に修正の必要が生じた際は、速やかに修正作業を行うものとする。

第30条 操作研修

- 1 受注者は、道路情報連携基盤サービスや後述する公開サービス、帳票管理サービスを管理運用するうえで必要となる操作やデータ登録・更新方法等について、必要なマニュアル作成及び操作研修を実施する。
- 2 研修は下表に示した内容を基本とする。

内容	研修形式	対象人数	備考
サービス概要、サービス利用方法、データ管理・更新手法	実機操作	5名程度	配布資料、講師用PCは受注者、研修用端末やプロジェクト等の機材は発注者が用意

第5章 公開サービス

第31条 要旨

- 1 道路情報連携基盤サービスに搭載された各種情報を、インターネットを通じて住民がパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して簡易に閲覧できるサービスを構築し、住民サービス向上を図るものとする。

第32条 要件定義

- 1 本仕様書及び発注者へのヒアリング等の内容に基づき、本サービスを導入するうえで必要な要件定義を実施するものとする。
- 2 要件定義の内容は、ポータルページや利用上の注意、公開するテーマを基本とし、詳細については発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

第33条 サービス設定

- 1 サービス環境設定：インターネットを通じて住民が各種情報を閲覧するにあたり、公開サイトへ住民がアクセスする環境を設定するものとする。環境設定は以下を基本とし、詳細については発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

設定項目	概要
ポータルページ	公開サイトへ住民がアクセスするポータルページを設定する。
注意及び利用条件等の表示	利用上の注意及び利用条件等の表示設定をすること。なお、利用条件等は、受注者が原案を作成し、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

- 2 公開テーマ設定：道路情報連携基盤サービスに搭載された各種情報のうち、公開するテーマを選定し、公開サイトへ設定するものとする。

第34条 サービステスト

- 1 道路情報連携基盤サービスに搭載された各種情報を公開するにあたり、見栄え等の総合的なテストを実施し、問題なく稼働することを検証すること。テスト実施後には結果及び不具合処置事項等について発注者に報告すること。
- 2 テストにより、内容に修正の必要が生じた際は、速やかに修正作業を行うものとする。

第6章 帳票管理サービス

第35条 要旨

- 1 電話や窓口、メールやオンライン等にて問合せを受けた要望苦情情報を即座にデータ入力できるサービスを構築し、道路情報連携基盤サービス上で提供するものとする。

第36条 要件定義

- 1 本仕様書及び発注者へのヒアリング等の内容に基づき、帳票管理サービスを導入するうえで必要な要件定義を実施するものとする。
- 2 要件定義の内容は以下を基本とし、詳細は発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- 3 なお、それぞれ1種類のWebフォームとフォーマットを作成すること。
 - (1) 要望苦情情報入力用のWebフォーム項目
 - (2) 帳票出力フォーマット

第37条 サービス設定

- 1 以下の基本要件を踏まえ、電話や窓口、メールやオンライン等にて問合せを受けた要望苦情情報を即座にデータ入力できるWebフォームを設定するものとする。
 - (1) 発注者の職員端末より即座に起動が可能とし、要望苦情情報のデータ入力が可能であること。
 - (2) 入力画面は単票形式の入力フォームであること。
 - (3) 位置図形の入力が可能であること。
 - (4) 入力したデータは道路情報連携基盤サービスへ自動反映できること。
- 2 Webフォームにより入力された要望苦情情報を、道路情報連携基盤サービスで閲覧・編集・新規追加が可能になるよう、以下の基本要件を踏まえ連携設定を実施するものとする。
 - (1) Webフォームにより入力された要望苦情情報を、道路情報連携基盤サービスの地図上に表示可能なこと。
 - (2) 集約される要望苦情データを、道路情報連携基盤サービス上で直接編集できること。
 - (3) 道路情報連携基盤サービスにて要望苦情情報の新規追加及び写真データ登録が可能であること。
 - (4) 道路情報連携基盤サービスにて要望苦情情報の簡易的な帳票を出力可能であること。
- 3 帳票の運用方針は、協議のうえ検討するものとする。

第38条 サービステスト

- 1 要望苦情入力Webフォームからの道路情報連携基盤サービスへの連携や、帳票出力の出力状況や見栄え等の総合的なテストを実施し、問題なく稼働することを検証すること。テスト実施後には結果及び不具合処置事項等について発注者に報告すること。
- 2 テストにより、内容に修正の必要が生じた際は、速やかに修正作業を行うものとする。

第7章 道路台帳管理システム保守

第39条 要旨

- 1 次のソフトウェアについて、良好な稼動状況を保つために受注者の責において保守業務を誠実に行うものとする。
 - (1) 道路台帳管理システムの保守サービス対象は、次のソフトウェアとする。

項目	数量
GISエンジン	同時接続3ライセンス
GISアプリケーション	同時接続3ライセンス

第40条 システムサービス提供

- 1 本業務では、契約日から令和8年3月31日までのサービス提供を対象とする。
- 2 基本保守サービスの提供時間帯は、受注者の営業時間帯とする。ただし、障害対応については協議の上、営業時間外においても行うことがあるものとする。
- 3 サービス提供においては、安定したシステム稼働を維持するために、原則として以下に記載する内容について保守を行うこととする。

メニュー	形態	内容
① 稼動環境保持	オンサイト	システムのデータバックアップ ソフトウェア保守点検
② 問合せ対応	電話	利用方法、不明点等の問合せに電話で対応 対応時間帯は平日9:00～17:00
	E-mail	利用方法、不明点等の問合せにE-mailで対応 受付時間帯は平日9:00～17:00
③ 障害連絡対応	電話等	電話・E-mailによる障害連絡対応 電話による対応時間帯は平日9:00～17:00 E-mailは連絡から第一報まで受注者2営業日以内に 対応
④ 障害原因調査	オンサイト	障害に対する原因調査（受注者営業時間外対応は要 協議）
⑤ 障害対応	オンサイト	現地作業における障害対応（作業期間要協議） ハードウェア障害についてはハードウェアメーカー 保守契約に基づく
⑥ 障害対応	引き取り	現地では対応できない障害時の引き取り対応（作業 期間・費用要協議）
⑦ 障害対応	オンサイト	ハードウェア障害復旧後のソフトウェアの再インス トール・環境設定（費用要協議）
⑧GISエンジン・バグ修正 プログラム、リビジョ ンアップ版の配布	オンサイト	システムへの適用

- 4 次のいずれかに該当することにより、システム障害に陥った場合には本業務における保守サービス義務を免れるものとする。
 - (1) 取扱い不注意など発注者の使用上の責に帰する事由による場合

(ただし、発注者のシステム誤操作によるものを除く。)

- (2) 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他の不可抗力による場合
- (3) マニュアルに記載された操作方法以外の方法によるライセンス物件の使用による場合
- (4) 契約以外のソフトウェアのインストール及び使用による場合
- (5) その他通常の使用以外の原因による場合

5 以下の項目については、保守業務の適用範囲外とする。

番号	メニュー	内容
①	パッチインストール	MS社公開パッチの環境への適用（原則実施しない）
②	代替環境用意	障害対応期間における代替環境の提供
③	メジャーバージョンアップ	環境変更等
④	サーバ及びクライアントPC環境設定	既存端末入れ替えに伴うソフトウェアのインストール
⑤	Webブラウザの変更	
⑥	データ更新	本業務の対象データ以外の地図・属性データの更新作業
⑦	レイヤ及び属性情報の追加変更	既存のレイヤおよび属性情報の変更、レイヤ及び属性情報の追加
⑧	機器保守	メーカー補償
⑨	ネットワークインフラ保守	

6 本業務におけるシステムサポートの内容は以下の通りとする。

番号	メニュー	内容
①	定期点検（1回／年度）	現地を訪問し、動作確認を実施する。 ・システム稼働状況を点検し、点検報告書を提出する。 ・仮想サーバの残容量を確認する。

第8章 道路情報連携基盤サービス保守

第41条 要旨

- 1 道路情報連携基盤サービス導入後、安定したサービス稼働を維持するために保守サポートを行うものとする。
- 2 稼働開始後、令和8年3月1日から令和10年3月31日をサービス運用期間とする。
- 3 保守サポートレベルは下表を基本とするものとし、詳細については発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

サービス項目		規定内容	設定値
可用性	サービス提供時間	サービスを提供する時間帯	24時間365日 (計画停止/定期保守を除く)
	計画停止予定通知	定期的な保守停止に関する事前連絡確認	原則、2週間前までに通知 ※緊急時は除く
	定期メンテナンス	定期メンテナンスによるサービス停止の有無・内容	原則無、停止が必要な場合には2週間前まで通知
	サービス稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能な時間の割合	99.5%以上
信頼性	障害通知プロセス	障害発生時の連絡プロセス	メール ※必要に応じて電話連絡も併用する
	障害通知時間	異常検出時に指定された連絡先に通知するまでの時間(サービス停止を伴う障害のとき)	営業日:1営業日以内 営業日以外:翌営業日
	サーバ監視間隔(死活・リソース)	サーバの死活・リソース消費状態の監視	5分
	サービス監視間隔(サービス)	ソフトウェアサービスの稼働状態の監視	5分
	記録(ログ等)	アプリケーションにおける例外処理及びセキュリティ事象の記録、サーバ操作ログの保存期間	5年間
	時刻の同期	時刻の同期方法の規定	定期的な時刻同期処理実施
性能	オンライン応答時間	オンライン応答時間遵守率	地図表示時間が3秒以下の遵守率80%以上 ※DC内での計測値を対象
	データ容量	利用可能なデータ容量	32GB
サポート	サービス提供時間帯	問合せ受け業務を実施する時間帯、内容	・営業日:9:00～17:00 ・電子メール又は電話問合せ受付 ・1営業日以内に一次回答
データ管理	バックアップ	バックアップ内容(回数/データ保管場所)	・1日1回/クラウドサービス内に冗長保存
	データリカバリ	障害時におけるデータ復旧までの時間と復旧時点 ※DCに起因する障害を除く	・1営業日以内に前日バックアップデータまで復旧 ・大規模災害時の復旧時間:1週間以内
	サーバの冗長化	冗長管理	システム機器、通信設備の二重化
	契約終了後の取扱方針	契約が終了した際のデータ取扱方針	DC上データを全て削除 原則、契約終了後1週間～1か月の間で調整

サービス項目		規定内容	設定値
セキュリティ	ウィルスパターンファイル更新間隔	パターンファイルの更新間隔	60分
	セキュリティパッチ更新間隔	OS、ミドルウェアのセキュリティパッチの更新間隔(ベンダーリリースからパッチ更新開始までの時間)	原則1ヶ月に1度の適用 ※緊急度の高い場合は除く
	ウェブセキュリティ対策	WAFあり	あり
	不正プログラム対策	リアルタイムにウイルスを検索	あり
	不正侵入検知・防止	仮想パッチでOSやアプリケーションの脆弱性を保護(ホスト型IDS/IPS)	あり
	ファイアウォール	DoS攻撃など不正な通信を防御	あり
	ファイルやレジストリなどの変更監視	ファイルやポート等の変更を監視	あり
	セキュリティログ監視	OSやミドルウェアのセキュリティイベントを集中監視	あり
	脆弱性診断	脆弱性診断の実施	脆弱性診断ツールを利用し、1回/年 実施

第42条 運用保守サポート内容

- 1 運用保守内容は以下のとおりとする。

サービス項目			内容
大分類		小分類	
サ ポ ー ト	問合せ 受付 (ヘルプデスク)	受付	平日通常(9:00～17:00) 建設課からの問合せ
		障害切り分け	電話、FAX、メール等による障害報告があった場合の一次切り分け
	定期点検	アプリログ解析	アクセス等利用状況の解析
		サーバログ解析	サーバログによる不正行為等有無の解析
		保守報告	保守報告書の作成

第43条 運用終了時の対応

- 1 サービス運用終了時には、速やかにデータ消去作業を行うものとする。データ消去作業結果について、データ消去作業結果報告書により発注者に報告し、承認を得るものとする。

第9章 成果品

第44条 成果品

1 成果品は下表のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 道路台帳デジタルデータ（うち、第26条に示したデータは道路情報連携基盤サービスに格納すること） | 1式 |
| (2) 道路情報連携基盤サービス | 1式 |
| ① 道路情報連携基盤サービス | 1式 |
| ② 公開サービス | 1式 |
| ③ 帳票管理サービス | 1式 |
| (3) 操作マニュアル | 1式 |
| (4) 業務報告書 | 1式 |
| (5) 定期点検報告書 | 1式 |

別紙1:道路情報連携基盤サービス機能一覧

機能名称		機能概要
地図表示	ラスターデータ表示	航空写真等のデータを背景ラスタータイルデータとして格納し、表示できること
	ベクターデータ表示	ベクターデータをレイヤとして重ね合わせ、地図上に表示できること
地図装飾	スケールバー表示	地図にスケールバーを表示できること
	地図クレジット表示	表示レイヤに応じて、地図上にクレジット情報を表示できること
	中心座標表示	地図の中心、又はマウス位置の座標(経緯度)を表示できること
	中心マーク	地図の中心マークを表示できること
地図操作	定率拡大縮小	画面コントロールにより表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること
	マウスホイールによる拡大縮小	マウスホイールにより表示地図の縮尺を一定割合で連続的に拡大・縮小できること
	ドラッグ移動	マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること
	地図サイズ変更	ウィンドウのリサイズ等の操作に応じ、ウィンドウサイズに連動して地図表示領域を変更できること
	地図 URL	位置、縮尺、テーマを記録・再現可能な URL を取得できること
レイヤ管理	地図切り替え	地図(レイヤセット)を切り替えられること
	レイヤツリー表示	レイヤをツリー上に表示できること
	動的凡例表示	レイヤの凡例を動的に表示できること
	静的凡例表示	事前に準備した画像をレイヤの凡例として表示できること
	レイヤ表示	ベクターデータのレイヤをON/OFFできること
		ラスタータイルのレイヤをON/OFFできること
		ベクタータイルのレイヤをON/OFFできること
	2画面連動	メイン地図とサブ地図を並べて表示可能なこと。地図の位置・縮尺は連動すること
		メイン地図とサブ地図で別の地図テーマやレイヤを表示可能なこと
属性管理	基本属性	属性情報を表示できること
	属性データ型	属性情報として以下のデータ型を利用できること ・整数型・実数型・文字列型・日付型(西暦)・URL 型(登録された URL 値はハイパーリンクとして表示可能)・コード型
	属性登録	属性の登録ができること
	属性編集	属性の編集ができること
関連ファイル管理	関連ファイル表示	地物が保持する関連ファイルの一覧(サムネイルなど)や個々の関連ファイルを表示できること
	関連ファイル登録	関連ファイルの登録ができること ※スマホやタブレットなど写真撮影機能を備えるデバイスの場合、写真を撮影し、関連ファイルとして付与できること
	関連ファイル編集	関連ファイルの削除ができること。
	関連ファイル画像圧縮	画像を関連ファイルとして登録する際に、自動でリサイズ・圧縮処理を行えること
図形管理	図形登録(点)	任意のポイントレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること
	図形削除(点)	既存の図形を選択し、削除できること
	図形移動(点)	既存の図形を選択し、移動できること
	図形登録(線)	任意のラインレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること

機能名称		機能概要
	図形登録(線)	既存の図形を選択し、削除できること
	図形登録(線)	既存の図形を選択し、移動できること
	図形登録(面)	任意のポリゴンレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること
	図形登録(面)	既存の図形を選択し、削除できること
	図形登録(面)	既存の図形を選択し、移動できること
検索	キーワード検索	レイヤ横断で表示レイヤ属性をフリーワードで検索し、検索結果を一覧表示できること
	属性テーブル指定	属性テーブルを指定して属性をフリーワード検索し、検索結果を一覧表示できること
	検索結果表示	一覧表示された検索結果から、属性に関連付く図形の位置を地図表示できること
	条件検索	属性項目を指定した検索ができること 図形無属性が検索できること
	民間データ検索	MapBoxの施設・住所データを検索できること
	GNSS機能による 現在地表示	GPS等のGNSS機能を備える利用デバイスの場合、GNSS機能を使い現在地を表示できること
	ルート検索	出発地・目的地・経由地を指定した経路検索ができること
計測	延長計測	ユーザが計測時に描いたラインの延長を計測可能なこと
	面積計測	ユーザが計測時に描いたポリゴンの面積を計測可能なこと
出力	基本印刷	印刷ができること(ブラウザ出力、PDF出力)
トップページ	テーマ表示	テーマを選んで地図を表示可能なこと
	住所・施設検索表示	住所・施設検索から地図を地図表示可能なこと
	お知らせ表示	お知らせ情報を表示可能なこと
	同意画面の表示	地図表示前に、同意画面を表示可能なこと
その他	操作・アクセスログ	操作・アクセスログを蓄積すること
マルチ デバイス 対応	デバイスに応じた レイアウト	利用デバイス(PC・スマートフォン・タブレット)に応じたレイアウトで表示されること
データ システム 連携	地理院タイルの バンドル	地理院地図で公開されている地理院タイルを背景として表示可能なこと。 ※デフォルトで以下の種類の地図を選択可能で、他の種類の地図も必要に応じて追加可能なこと ・標準地図・淡色地図・白地図・航空写真(全国最新写真)・色別標高図
	XYZ形式データの参照	XYZ Tiles形式のデータを背景として表示可能なこと ※例: 重ねるハザードマップ等
	MapBoxの地図のバンドル	Mapboxの地図を背景として表示可能なこと。※デフォルトで以下の種類の地図を選択可能なこと。mapboxstudioで作成したカスタム地図も背景として表示・配信可能なこと Basic・Monochrome・Streets・Outdoors・Satellite・Streets
	Google Maps連動	道路情報連携基盤サービスの位置と縮尺を連動させた状態で、地図の隣(2画面目)にGoogle Mapsを表示可能なこと。また、Google MapはStreetViewに切り替え可能なこと
	URL起動汎用連携	テーマ、地物から他システムをURLで起動可能なこと
	URLパラメータ 指定起動	URLにパラメータを指定して起動可能なこと (テーマ、縮尺、座標)
ユーザ	ユーザパスワードに	ユーザIDとパスワードによりシステム利用者を認証できること

機能名称		機能概要
管理	による認証	
	ログインユーザ情報表示	ログインユーザの情報を表示できること
	ユーザグループによる管理	ユーザをユーザグループに束ねて認可の単位として扱えること
	認可	ログインユーザにより、利用可能なデータを認可可能なこと
	パスワード変更	ログインユーザが自身のパスワードを変更可能なこと